

2019年5月15日
神奈川中央交通株式会社

弊社社員の起訴について

去る2018年10月28日、横浜市西区桜木町において発生した弊社路線バスの事故について、当該路線バスを運転していた弊社社員が本日横浜地方検察庁より過失運転致死傷罪で起訴されたとの報道がありました。

事故によりお亡くなりになりましたお客様のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様ならびにお怪我をされた皆様へ改めて深くお詫び申し上げます。

また、平素弊社バスをご利用いただいておりますお客様ならびに関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことを併せて深くお詫び申し上げます。

今後ともご遺族の皆様ならびにお怪我をされた皆様には誠心誠意ご対応させていただく所存でございます。

現時点では弊社は起訴内容について把握しておりませんが、報道によりますと運転中に神経性の疾患による失神を起こして意識を失った可能性が高いとのことであります。これを踏まえ、弊社と致しましては、監督官庁や専門医療機関とも連携しながら、事故の再発防止に向け適切な対策を講じてまいる所存でございます。

これからもより一層安心安全なバスの運行の実現に向けて全力で取り組み、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

(お問い合わせ先)

平塚市八重咲町6番18号

神奈川中央交通株式会社 総務部総務課 遠藤・北野

電話0463-22-8800